

令和3年度第3回岡崎市男女共同参画推進審議会会議録

日 時 令和4年1月7日(金) 午前10時
場 所 岡崎市役所 西庁舎7階 704号室
出席委員 打田委千弘会長・伊藤智代委員・山本京子委員・伊豆原徹也委員・原田美紀子委員・小松
恵利子委員・長坂英樹委員
欠席委員 重原惇子副会長・時々輪忠正委員・伊豫田守委員
事務局 手嶋部長・三浦課長・石川副課長・森係長・播本主事・天野
傍聴者 1名

次 第

- 1 開会のことば
- 2 部長あいさつ
- 3 会長あいさつ
- 4 議題
 - (1) パブリックコメントの結果について
 - (2) パートナーシップ制度に係る答申案について
 - (3) 「令和3年度岡崎市男女共同参画推進事業所表彰」表彰事業所の選考について
 - (4) 岡崎市男女共同参画推進及び事業所表彰制度ロゴマーク選定について
- 5 閉会のことば

議 事

○ 議題(1) 「パブリックコメントの結果について」

事務局 資料1「男女共同参画推進条例の一部改正及びパートナーシップ制度について(素案)」
に対する意見と市の考え方」により説明

伊豆原委員 アンケートをしていただいた方の年齢層を教えてください。

事務局 年齢は把握できていません。

伊豆原委員 何歳から何歳までと回答いただければ良かったと思います。

長坂委員 社会保障法的な考え方で助成金など、例えば生計同一だとか、同居を要件にしているこ
とがありますが、この部分については、今回のパートナーシップ制度で対応するのは、
現状では難しいですよ。拡大解釈はできないですよ。

事務局 行政サービスを受ける時に、同居の条件があるサービスがあります。このパートナ
ーシップ・ファミリーシップ制度の対象者として、市内在住者に限って適用するのか、ある
いは一方は市外の在住でも、もう一人が市内在住ならいいのかを議論する中で、今の
案としては一方が岡崎市内在住であれば対象としております。そのため、受理証明書
をもらった方が市営住宅や様々なサービスを受けようとした時、そのサービス自体が対
象としているのが「同居」や「二人とも岡崎市内在住」であった場合にはそのサービスが

受けられないという可能性は出てくるかと思っております。渋谷区の場合は公正証書を申請時に提出してもらい、パートナーシップ証明書を発行しています。この場合、申請する方々にとっては経費がかかりますが、公的な証明を確認し自治体が証明しますので、ある程度、様々なサービスについて利用できることはあると思います。より広く、いろいろな方々に利用してもらいたいとするか、岡崎市在住に限るかによって違ってくると思います。

打田会長 パートナーシップ制度がどのサービスで適用可能かどうかは、先ほどの市営住宅の件もそうですが、まだ詰めきれていない部分もあるかと思えます。日本全体で十分に認知されていないところも当然あるかと思えます。市自体で判断できる問題とそれ以外の問題と、切り分けることが難しいかと思えます。

○ 議題(2) 「パートナーシップ制度に係る答申案について」

事務局 資料2「岡崎市男女共同参画推進条例の一部改正及びパートナーシップ制度について答申書(案)」の「男女共同参画推進条例の一部改正について」、資料3「男女共同参画推進条例の改正箇所に係る第2回審議会の検討内容からの変更点」により説明

打田会長 第3条の「基本理念」の「干渉」という言葉が強いのではないかということで、最終案として、第3条第5号で「人権侵害を受けないこと」、第6号で「公表の自由が保障される」と、緩やかな表現になっています。もう一つ、第9条第1項では、「その他の性別等に起因する人権侵害を助長する」となっています。

前回の案から変更した理由を教えてください。

事務局 大阪市で外見が男性の方が女性のトイレに入って行って、警察を呼ぶ事件がありました。それを想定されたのかと推測しますが、パブリックコメントにて「そういう人はOKなんですか」というコメントがございました。それに対して、広い範囲で捉えられるような解釈が可能な表現をした方がいいと考えました。人権侵害、権利の侵害みたいな言い方をしてしまいますと、その本人が主張したことが全部通ってしまうことも考えられましたので、「人権侵害」という言い方が本当にいいのか、「権利の侵害」で何がいけないのかなど、法規の担当と検討してまいりました。事務局として考えるのは、「干渉してはならない」という表現を非常に広く捉えられて良いように使われてしまう恐れがあり、そうならないように配慮が必要で、より良い表現にしていくために「干渉」という言葉を替えております。

もう一つの「人権侵害」についてです。第2回審議会の案では「人権侵害を行ってはならない」という言い方をしておりました。「人権侵害を行ってはならない」は確かにそうですが、少しキツイ表現になっているのではという懸念もあります。条例に禁止事項として規定されていますが、どちらかと言うと市民の方々に対する啓発であり、より良い社会を営んでいって欲しいといった意味合いもあります。市民の皆さん自身が気を付けなければいけないというような案としております。

打田会長 元案の「人権侵害を行ってはならない」からすると、「ならず、・・・配慮しなければな

らない」ですので、どちらかという後退した印象を持たれないのでしょうか。

事務局 「干渉」という言葉からも関連しますが、介入をしようとするその行為を「干渉」と指すのに対して、「人権侵害」というのは、受け手が侵害を受けたと感じるかどうかということが大切ではないかと考えています。「干渉する・しない」「人権侵害をする・しない」という行為よりも、行ったことに受け手が良い気分でないのであれば、それは良しとされる行動ではないことを考えていただくきっかけにもなって欲しいと思います。

伊豆原委員 まず、パブコメの中にもあったように、性犯罪が起きてはいけないということです。トイレに入ってということもあると思いますが、このあたりについて対処していかなければいけないと思います。もう一つ、「基本理念について」の最終案で「性的指向、性自認等に関する公表の自由が保障されること」という部分ですが、「自分は男性で、男性が好きですよ、自分は女性だと思っている」といった方が申請に来た時に、ヘルプマークみたいなものがあるといいと思います。ぶら下げておけば、気持ちは女性、見た目は男性の方が多目的トイレに入っても、女性用トイレに入っても配慮されるのではないかと、それを逆手にとって悪用する人も出て来るかもしれないですけど、この点についてもひとつ考えていかなければいけないのかなと思っています。

原田委員 金融機関において本人確認のルールというのが犯罪面からも厳格化されている中で、法的な本人確認書類による確認事項が厳しくなっている印象があります。例えば、本人確認書類を見るタイミングでマークのようなものがあると、多少、配慮した対応ができます。

打田会長 そもそも本人確認の段階で性別を書く必要があるのかの問題はあります。

伊藤委員 具体的に金融機関での本人確認で、どこが一番引っかかっていますか。

原田委員 真の預金者か真の代理人という確認になってきます。

打田会長 これは非常に両立が難しい部分かなと個人的には思いました。市の条例の範疇をかなり超える部分は出てきます。全ての認証が全ての場所で運用できるようになればと思います。特に金融機関のテラー業務をやっておられる方々に、この基準でというのは難しい部分があるのかなというところでありますね。

原田委員 理念の部分ですので、「干渉を受けない」となると、どうしても干渉する場面というのは、出てきてしまいます。干渉を否定されてしまうと、性別に一切触れてはいけなくなってしまい、正直、今、現状は難しい部分があるので適切な表現へ変更することが望ましいと思っております。

事務局 「公表の自由が保障される」というのは、他人から無理強いさせられないという裏返し表現です。手続として言わなければならない場面であれば、それは言うしかないと思います。ただし、アウティングや無理やり公表させられるといったことは避けるべきと考えます。それから、伊豆原委員さんから御提案いただいたマークの使い方は、あまり考えていませんでしたが、届出に対する証明書と同時に、カード式のものを皆様にお渡しし携行していただいて、行政サービスなどの対応が整ってきた時にそれを見せるだけで証明書を出さなくてもカード式のものを示すこと考えています。常にこれを吊り下げておくかどうかは御本人さんしだいだと思います。

山本委員 まず行政で手続やサービスをスムーズに出来るように勧めていただいて、岡崎市民の方々にも浸透させていってほしいと思います。

一点、審議会の名称について、変えられることは良いと思いますが、案である「岡崎市男女共同参画・多様な性の尊重に関する審議会」は、男女共同参画は進めるのか、実現するのか、このままなのかと疑問に思いました。推進するとか、実現するみたいなものがなくなってしまうのはおかしいと思っております。つまり、横須賀については「～及び多様な性を尊重する社会実現のための～」なので、実現するみたいなことが書いてありますが、岡崎は「推進」等がありません。

打田会長 「推進」を入れてもいいかもしれませんね。

山本委員 「～共同参画推進」まで入れると、後退はしてないですよ。

長坂委員 「配慮しなければならない」ですが、「人権侵害」とか「差別的取扱い」とかやはり「配慮しなければならない」というよりは「してはならない」という言葉が良いと思います。この条例では罰則を持つことが出来ず公表しかありません。罰則がないからこそ、市民には正しく意思を伝えなければならないと思います。「配慮する」というよりは強い意志を市民に伝えていかなければと思います。「配慮」では少し弱いかなと思います。

打田会長 「配慮しなければならない」というところに、力点が置かれているように読めてしまう。

長坂委員 「行ってはならない」と断っておいて、「ならず」ではなく、点で切っておけばいいかもしれませんね。

事務局 第3条の最終案のところで、「人権侵害を受けないこと」と表現することで「人権侵害」としては一旦ここで否定をした、その上で、第9条で「その他の性別等に起因する人権侵害を助長することのないよう配慮しなければならない」と現時点では案として提示しています。「行ってはならない」という表現は少し強く感じますが、人権侵害は行ってはいけないことは明らかなので、その表現の方が望ましいということであれば、審議会の御意見として承ることも可能です。

伊豆原委員 例えば1年ごとなど定期的に条例の見直しを行うことが望ましいと思いますが、事務局はどのように考えますか。

事務局 条例に関しては、議会をとおして慎重な判断を基に構築していくものなので、逆に安易に次回はいつ変更の予定ですということのないように慎重な審議を事務局も重ねているところです。手引のようなものも同時に用意はしていきますので、その中で、窓口でどう対応していくことがよりスムーズなのか、細かなルール作りの中で対応していけると良いのではないかと考えております。

打田会長 過去の戸籍を提示する場面は、条例ではこの範疇ではないのかもしれませんが、実際起こり得ることでしょうか。

事務局 現実の手続としては、本人確認は最低限いたします。住民票、戸籍、本人確認及び独身である確認が取れるような公的な書類を取り寄せていただいた上で申請していただきます。ただ、そこに書く内容としてLGBTの内、「L」なのか「G」なのかなどは一切書きません。パブコメの意見に「過去の戸籍上の性別が…」と書かれているのは、トランスジェンダーの方については、生物学的な性を公表されることが問題になることについ

て触れていないのではと、この方は感じたものですから、大丈夫なのかということがパブコメの質問の趣旨なのかと考えておりました。

打田会長 過去の戸籍上の問題がアウトティングの問題につながるのかもしれないですね。

事務局 私達の解釈としてはこの方の意見は修正前のパブコメで示した表記が「性的指向又は性自認の公表」に対してアウトティングに注意しましょうという書き方でした。その方は性自認だけではなくて、性別を変更された方にとっては、今は女性に見えるけども男性だったと明かすことはしてほしくないなので、そこに対する配慮は読み取れないというご意見だったと思います。

打田会長 そこは「等」が入っているということで、包含されている理解でよろしいでしょうか。

事務局 はい、そういう理解をお願いします。

小松委員 3.11の時に被災をして、福島県から岡崎市に移住した折に、防災課のほうから「Withカード」というものを出していただきました。「認めてくれている」ということがあるだけで、心強いものがあると思います。それが行政だけではなく、社会全体になっていくには時間がかかることだとは思いますが、臨機応変に対応出来るような緩やかな表現のされ方をしておくいいと思います。

事務局 資料2「岡崎市男女共同参画推進条例の一部改正及びパートナーシップ制度について答申書（案）」の「パートナーシップ制度の内容について」、資料4「パートナーシップ・ファミリーシップ届出時の確認事項（案）」についてにより説明

打田会長 受理証明書等を返還していただけない方には交付番号を公表することで対応するというのでしょうか。この15歳以上の方に関しては署名がいるというのは、民法上の文言を参考にしたということでしょうか。

伊豆原委員 こういった書類は「満」を付けるべきなのではないでしょうか。

事務局 はい、分かりました。確認します。ありがとうございます。

伊豆原委員 第17条第5項に、「委員は、再任されることができる」とありますが、「再任する」ではないですか。

打田会長 「再任する」のはどちらにしますか。

事務局 同じような審議会の規定に表現を合わせていることはあるかも知れません。

重原委員から御意見があったので紹介させていただきます。「No. 39の方のように条例の一部改正自体に反対する方もいらっしゃいます。No. 1のご意見のように、市役所職員全員の理解が大変重要だと考えます。研修実施はもちろんのこと、市民とのトラブルなど不測の事態に備えて、各担当課とのより緊密な連携、迅速な対応が求められると考えました。その点に関しましては、ある程度想定されていらっしゃるのでしょうか。」という御意見がありました。研修自体は、もちろん考えております。あとは、市民とのトラブルがないように窓口の対応マニュアルを整理していくことを考えております。

打田会長 次回以降の審議会においても、この条例施行後の細かいトラブル等、ありましたら、最後で結構かと思しますので御報告いただいて、今後何か議論の参考になるようなものがあれば提示いただければと思います。

○ 議題(3) 「令和3年度岡崎市男女共同参画推進事業所表彰」表彰事業所の選考について」

事務局 資料5「岡崎市男女共同参画推進事業所表彰 配点表」、資料6「令和3年度岡崎市男女共同参画推進事業所表彰 評価表」により説明

長坂委員 中小企業に配点が高いのが良いです。評価するために実際に事業所へ行かれるのでしょうか。

事務局 今年度はコロナで、訪問を控えましたが、今まではこの配点表、評価表も携えて、現場で、施設を案内してもらったり、説明を受けながらやってきました。

山本委員 中小企業は手を付けられない部分も多いですが、採用の指針の1つになってくれるくらいの価値のあるものに制度が育って欲しいと思います。商工会議所の方も積極的にPRしていきたいので、出来ましたら個別にアプローチをいただくと有難いです。

打田会長 例えば岡崎市内の事業所で、100人以下の中小企業、少なくとも年間10件くらいは出してくるくらいの意気込みでやっていただいた方が周知も進むと思います。非常に価値があるものだということをPRしていくことが非常に重要です。

○ 議題(4) 「岡崎市男女共同参画推進及び事業所表彰制度ロゴマーク選定について」

事務局 資料7「岡崎市男女共同参画推進及び事業所表彰制度ロゴマーク選定について」により説明

打田会長 この企画は、特に大学生に対して、この作品を作ることが周知につながり、素晴らしい企画だと思います。世界的にもLGBTのレインボーマークというのが周知されているかと思いますが一緒に使っていくことで岡崎市のロゴマークも周知されていくと思います。